四　当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定会社が解散した場合　その解散の日における当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額

五　当該連結親法人又はその連結子法人が解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する特定事業再編投資損失準備金の金額

六　当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等の帳簿価額を減額した場合　その減額をした日における特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額

七　前項及び前各号の場合以外の場合において特定事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5　第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

6　第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　前条第四項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

8　第一項及び第二項の規定は、第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定（第五十五条第一項又は第九項の規定を含む。）の適用を受けた特定株式等については、適用しない。

9　第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等については、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十二条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、適用しない。

10　前三項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の四十四第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第六十八条の四十三の二第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の四十四第八項中「前条第十項」を「第六十八条の四十三第十項」に改める。

第六十八条の四十六第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十八第八項及び第六十八条の五十三第五項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改める。

第六十八条の四十三の二第四項」に改める。

第六十八条の五十四第一項中「第三項」を「次項」に改め、「控除した金額」の下に「に当該連結事業年度の月数（当該連結事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む連結事業年度である場合には、同日から当該連結事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを当該特定原子力発電施設に係る解体費用の積立期間として財務省令で定める期間（以下この項において「積立期間」という。）の月数から当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該連結事業年度開始の日の前日までの期間の月数を控除した月数（当該連結事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む連結事業年度である場合には、積立期間の月数）で除して計算した金額（当該連結事業年度が積立期間の末日を含む連結事業年度である場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額。第九項において「積立限度額」という。）」を加え、同項第一号中「に当該特定原子力発電施設に係る同日における累積発電量割合を乗じて計算した金額」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度（連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この条において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額（各連結事業年度終了の日において第五十七条の四第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該特定原子力発電施設に係る同項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この条において「単体原子力発電施設解体準備金の金額」という。）がある場合には当該単体原子力発電施設解体準備金の金額を、前連結事業年度等以前の連結事業年度において当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金として積み立てた金額でその積み立てられた連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額（その積み立てられた事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額）がある場合にはこれらの損金の額に算入されなかつた金額を、それぞれ含むものとし、前連結事業年度等の終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額（第五十七条の四第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。）の百分の九十に相当する金額

第六十八条の五十四第二項を削り、同条第三項中「第一項の原子力発電施設解体準備金（」を「前項の原子力発電施設解体準備金（」に、「同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この項において「単体原子力発電施設解体準備金の金額」という。）」を「単体原子力発電施設解体準備金の金額」に、「若しくは第五項」を「若しくは第四項」に、「以下この条」を「第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「金額が」を「金額（単体原子力発電施設解体準備金の金額がある場合には当該単体原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとし、その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。）が」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第三号中「を廃止した日から一年を経過する日まで」を「の廃止につき電気事業法第九条第一項の規定による届出をした日から同日以後一年を経過する日までの期間（当該経過する日前に当該特定原子力発電施設について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三十三第二項の認可の申請を行つた場合には、当該期間に当該申請の日から当該申請に係る同項の認可を受ける日までの期間に相当する期間を加算した期間。以下この号において「猶予期間」という。）内」に、「同日」を「当該猶予期間の末日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十八条の五十四第七項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改め、同条第八項中「第五十七条の四第九項」を「第五十七条の四第十項」に、「第六十八条の五十四第四項」を「第六十八条の五十四第一項及び第三項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」に改め、同条第九項中「第一項及び第三項から第五項」を「第七項に定めるもののほか、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、適格合併により特定原子力発電施設の移転を受けたものの当該特定原子力発電施設に係る当該適格合併の日を含む連結事業年度における積立限度額の計算、第一項から第四項」に、「前各項」を「第一項から第六項まで及び前項」に改める。